

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

### 【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- " " "
- 基本測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- " "
- " "
- 行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正

### 【教育委員会】

- 環境管理課
- 道路整備課
- "
- 防災砂防課
- "
- 県民生活交通課
- "
- "
- "
- 監理課
- 建築指導課
- 教育委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 住友電工焼結合金株式会社

住 所 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

氏 名 代表取締役社長 林 哲也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 住友電工焼結合金株式会社

所在地 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

# 平成26年1月10日 岡山県公報 第11549号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設	新 設			
種 類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	63-イ 金属製品製造業の用に供する焼入れ施設			
能 力	96個/日	1,800kg/日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2日		着手後14日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後5日		完成後7日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	間欠3時間		連続24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.036	0	0.03
	p H	13~14	13~14	10.1	10.1
	B O D (mg/ℓ)	0.7	0.9	15	15
	C O D (mg/ℓ)	0.7	0.9	40,000	40,000
	S S (mg/ℓ)	3.1	3.6	0	0
	油 分 (mg/ℓ)	10,300	12,300	0	0
	T-N (mg/ℓ)	0	0	0.28	0.28
	T-P (mg/ℓ)	0	0	0	0
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年1月10日から同月31日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

# 平成26年1月10日 岡山県公報 第11549号

## ◎岡山県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁旭線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町江与味字鳥越上一六二九番 一地先から	久米郡美咲町江与味字鳥越上一六二九番 一地先から	新	六・二〇 一一・六	三七・〇
久米郡美咲町江与味字鳥越一六三二番地 先まで	久米郡美咲町江与味字鳥越一六三二番地 先まで	旧	五・〇〇 五・四	三七・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁旭線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

平成26年1月10日 岡山県公報 第11549号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 勝央仁堀中線  
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡久米南町全間字大部二七六番一七 地先から 久米郡久米南町全間字水藤一一五四番一 地先まで	新	六・〇 四五・〇	二六五・〇
久米郡久米南町全間字大部二七六番一七 地先から 久米郡久米南町全間字水藤一一五四番一 地先まで	旧	二・五 一一・五	二六六・〇

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町江与味字権現一六一九番一 地先から 久米郡美咲町江与味字土橋上ミ切一六一 五番二地先まで	新	六・六 三二・〇	六〇・〇
久米郡美咲町江与味字権現一六一九番一 地先から 久米郡美咲町江与味字土橋上ミ切一六一 五番二地先まで	旧	三・五 六・〇	六〇・〇

平成26年1月10日 岡山県公報 第11549号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 園井里庄線  
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口郡里庄町大字新庄字梶屋敷二九一番 一地先から		新	一三・〇〇	一八〇・〇
浅口郡里庄町大字新庄字中須賀五九五番 一地先まで		旧	二〇・〇〇	
浅口郡里庄町大字新庄字梶屋敷二九一番 一地先から		新	一一・〇〇	一八〇・〇
浅口郡里庄町大字新庄字中須賀五九五番 一地先まで		旧	二〇・〇〇	

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 中西川線  
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町里字土井八八二番一地先から		新	六・五〇	二五・〇〇
久米郡美咲町里字畑ヶ田八七一番一地先まで		新	一一・八〇	

ら 久米郡美咲町里字土井八八二番一地先か 久米郡美咲町里字畑ヶ田八七一番一地先 まで	旧	四・三 一〇・二	二五・〇
---	---	-------------	------

平成26年1月10日 岡山県公報 第11549号

◎岡山県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	高梁旭線	久米郡美咲町江与味字鳥越上一六二九番一地从先から 久米郡美咲町江与味字鳥越一六三二番地先まで	平成二十六年一月十日
	勝央仁堀中線	久米郡久米南町全間字大部二七六番一七地先から 久米郡久米南町全間字水藤一一五四番一地先まで	
	園井里庄線	浅口郡里庄町大字新庄字梶屋敷二九一番一地从先から 浅口郡里庄町大字新庄字中須賀五九五番一地从先まで	



中西川線
久米郡美咲町里字土井八八二番一地先から 久米郡美咲町里字畑ヶ田八七一番一地先まで



〔三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人もつと燃える岡山

三 代表者の氏名

池宗 俊二

四 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町一六九〇番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県内外に居住する音楽・芸術・文化に興味のある人々に対して、音楽・芸術・文化に関するイベント・お祭りなどの事業を行い、岡山県の文化芸術の振興および観光客の増加による岡山県の経済発展に寄与することを目的とする。

〔四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらしき総合福祉人材育成機構

三 代表者の氏名

平木 章夫

四 主たる事務所の所在地

倉敷市連島一丁目三番二七号くらしき総合福祉専門学校内

五 定款に記載された目的

この法人は、総合的に福祉に関連する分野、特に、保健・医療・介護・福祉・教育に関連する各分野の事業において、各々の事業所に従事する者、若しくは、これから同事業所に従事しようとする者に対し、そのレベルに応じた教育・研修・セミナー等を実施することにより個々のキャリアアップを計る活動を展開する。また、これら総合的に福祉に関連する分野の人材の裾野を広げる活動を行っていくと同時に、各事業者間相互の連携を計ることにより、関連分野の就職希望者との雇用機会を広げ、トータル的な就労支援を展開する。これらの活動を通じ、安心安定した地域社会の構築に寄与する。

〔五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たかくら村

三 代表者の氏名

下山 智久

四 主たる事務所の所在地

津山市上高倉一六四九番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、高倉のもつ歴史や文化、自然などを活かしたまちづくり及びまちづくりに関連するその他の市民活動を行うとともに、それらを支援することを通じて高倉の魅力を高め、まちづくりの推進と文化の振興に寄与することを目的とする。

〔六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人玉水のふる里

三 代表者の氏名

森脇 督

四 主たる事務所の所在地

真庭市若代三四一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、真庭市民等に対して、過疎対策に関する事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

〔七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市、倉敷市、笠岡市、高梁市、瀬戸内市、和気郡和気町	基本測量（電子基準点現地調査）	平成二十五年十一月十二日

平成26年1月10日 岡山県公報 第11549号

〔八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見五六八―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町占見新田九三二―五

坂上 知晃

坂上 希実

三 許可番号

岡山県指令建指第三三六号



# 平成26年1月10日 岡山県公報 第11549号

〔九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一〇一一三、一〇一一五、一〇一一六、一〇二二三、  
一〇二二五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町占見新田六六八一三 ビィアーレ金光A―二〇一  
渡邊 伸雄

三 許可番号

岡山県指令建指第九四号

平成26年1月10日 岡山県公報 第11549号

〔二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字半妻四八九―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三須四八九―五

坂本 英克

三 許可番号

岡山県指令建指第二九三号

◎岡山県教育委員会告示第一号

昭和四十五年岡山県教育委員会告示第一号（岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）第三条第二項の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年一月十日

岡山県教育委員会

別図五十七を次のように改める。

五十七

※ 印影（別図五十七）については、省略